

韓国の芸術家福祉法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

目次

はじめに

I 芸術家福祉法制定の背景と経緯

- 1 芸術家の就労状況
- 2 法制定経緯
- 3 法改正の動向

II 芸術家福祉法の概要

- 1 構成
- 2 芸術家の定義及び要件
- 3 文化体育観光部長官の責務
- 4 公正な契約の締結及び不公正行為の禁止
- 5 産業災害補償保険
- 6 韓国芸術家福祉財団

III 今後の課題

- 1 芸術家の定義
- 2 産業災害補償保険
- 3 雇用保険
- 4 財源の確保

おわりに

翻訳：芸術家福祉法

キーワード：芸術家福祉法、労災保険、産業災害補償保険、雇用保険、韓国芸術家福祉財団、韓国

要 旨

韓国では 2000 年代以降、芸術家への福祉支援等を通じて芸術家の創作環境を整備しようとする動きが本格化した。2011 年 1 月に若手シナリオ作家チェ・コウン氏が生活苦の中で病死し、芸術家の劣悪な創作環境に関心が集まったことが契機となって、関連法案の国会審議が加速し、2011 年 11 月 17 日、芸術家福祉法が制定された。

同法の制定により、国及び地方公共団体の責務、国による標準契約書の作成・普及、芸術家の経歴証明のための仕組みの整備、芸術家への労災保険の適用、芸術家福祉事業を実施する韓国芸術家福祉財団の設立等が規定された。その一方で、同法に芸術家への雇用保険適用に係る規定がないことが課題となっている。

本稿では、芸術家福祉法の制定の背景となった芸術家の不安定な就労状況、同法の制定経緯、現行法の概要、今後の課題を紹介し、同法の全文を訳出する。

はじめに

2017 年 5 月 10 日に発足した文在寅（ムン・ジェイン）政権は、同年 7 月 19 日、「文在寅政府 国政運営 5 か年計画」を公表した⁽¹⁾。その中で同政権は、100 大國政課題の 1 つとして「創作環境の改善及び福祉の強化による芸術家⁽²⁾の創作権の保障」を掲げ、芸術家を対象とした雇用保険制度及び雇用保険料の補助を 2019 年から実施する等の方針を示した⁽³⁾。

韓国では 2000 年代以降、芸術家への福祉支援等を通じて芸術家の創作環境を整備しようとする動きが本格化し、国会では、2009 年から 2011 年にかけて、芸術家の福祉支援等のための新法制定を目的とした 4 つの法律案が議員提出法案として発議された。これらの法律案は、国会審議の過程で、芸術家への労災保険の適用、韓国芸術家福祉財団の設立等を規定した「芸術家福祉法案」として一本化された後、2011 年 10 月 28 日に本会議で可決、同年 11 月 17 日に公布された。

当初、これらの法律案には、芸術家への雇用保険の適用に係る条項が含まれていたが、最終的に国会審議の過程で削除された。現在も芸術家への雇用保険適用は実現していない。

本稿では、第 I 章で芸術家福祉法の制定の背景となった芸術家の就労状況、同法の制定経緯及び法改正の動向を、第 II 章で現行法の概要を、第 III 章で今後の課題を紹介し、同法の全文を訳出する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018 年 8 月 3 日である。

(1) 藤原夏人「【韓国】文在寅新政権の政策課題」『外国の立法』No.273-2, 2017.11, pp.14-15. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10984037_po_02730207.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

(2) 韓国語では「芸術人」と表記されることが多いが、本稿では全て「芸術家」と訳出した。

(3) 국정기획자문위원회「문재인정부 국정운영 5 개년 계획」2017.7.19, p.104. 정책브리핑ウェブサイト <<http://www.korea.kr/common/download.do?fileId=145050042>>

I 芸術家福祉法制定の背景と経緯

1 芸術家の就労状況

文化体育観光部⁽⁴⁾によると、韓国の芸術家は約 54 万人と推定されている⁽⁵⁾。同部が各分野の芸術家 5,008 人を対象として 2015 年に実施した「芸術家実態調査」⁽⁶⁾によると、専業芸術家と兼業芸術家(芸術活動以外の職業にも従事している者)の割合は、ちょうど 50.0% ずつとなっている⁽⁷⁾。兼業芸術家の主な兼業理由は、「現在の芸術活動における低い所得」(51.6%)と、「現在の芸術活動における不安定な所得」(31.4%)となっており、合わせて 80% を超えている⁽⁸⁾。

過去 1 年間の芸術活動による収入は、「なし」(36.1%)の割合が最も多く、その他は「500 万ウォン⁽⁹⁾未満」(18.9%)、「500 万ウォン以上 1 千万ウォン未満」(10.1%)、「1 千万ウォン以上 2 千万ウォン未満」(15.0%)、「2 千万ウォン以上 3 千万ウォン未満」(7.2%)、「3 千万ウォン以上 4 千万ウォン未満」(5.0%)、「4 千万ウォン以上 5 千万ウォン未満」(1.9%)、「5 千万ウォン以上 6 千万ウォン未満」(1.4%)、「6 千万ウォン以上」(4.3%)となっている⁽¹⁰⁾。

芸術活動における就業形態はフリーランス(雇用契約に基づかない自由業)の割合が高く、専業芸術家の場合は 72.5%、兼業芸術家の場合は 87.5% をフリーランスが占めている⁽¹¹⁾。社会保険の加入率は、国民年金 56.8%、健康保険 95.2%、産業災害補償保険(日本の労働者災害補償保険に相当。以下「産災保険」という。) 26.0%、雇用保険 25.1%となっている⁽¹²⁾。フリーランスの割合が高いため、産災保険と雇用保険の加入率は相対的に低い。

2 法制定経緯

芸術家団体による自助的な芸術家支援は 1980 年代から始まっていたが、その後、2002 年の第 16 代大統領選挙及び 2004 年の第 17 代国会議員総選挙において、芸術家支援が選挙公約に掲げられるようになった。芸術家支援に係る政策論議が本格化したのは、芸術家が組織的に声を上げ始めた 2005 年以降といわれる⁽¹³⁾。それまでも、文化芸術振興法⁽¹⁴⁾等の文化芸術関連法は存在していたが、それらは芸術家個人への支援に焦点を当てたものではなく、関連事業への

(4) 部は日本の行政機関の省に相当。

(5) 「11 월 18 일, '예술인 복지법' 시행 법을 통한 예술복지 지원 첫 출발」2012.11.6. 문화체육관광부ウェブサイト <http://www.mcst.go.kr/web/s_notice/press/pressView.jsp?pSeq=12425&pMenuCD=0302000000&pCurrentPage=391&pTypeDept=&pSearchType=01&pSearchWord=#> 文化体育観光部によると、芸術家の人数は、芸術活動の基準をどのように定めるかにより大きく異なってくるため、正確な人数を把握することは困難とされる。約 54 万人という人数は、同部が政策の推進のために便宜上算出したものである。

(6) 同調査は「文化芸術家実態調査」として 1988 年から 3 年ごとに実施されており、2015 年の調査から「芸術家実態調査」に名称変更された。

(7) 문화체육관광부·월드리서치 『2015 예술인 실태조사』 문화체육관광부, 2016.3, p.21. <<http://www.kawf.kr/notice/sub07View.do?selIdx=4717>>

(8) 同上, p.87.

(9) 1 ウォンは約 0.1 円(平成 30 年 8 月分報告省令レート)。

(10) 문화체육관광부·월드리서치 前掲注(7), p.20.

(11) 同上, pp.21-22.

(12) 同上, p.25.

(13) 김태완·정희선 『예술인복지법 통과 의의와 과제』 『보건복지포럼』 183 호, 2012.1, pp.67-68. <<https://www.kihasa.re.kr/common/filedown.do?seq=31912>>

(14) 「문화예술진흥법(법률 제 15638 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=203734&ancYd=20180612&ancNo=15638&efYd=20180612&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

支援や関連産業の振興等を中心としたものであった⁽¹⁵⁾。

政府においては、2008年から2009年にかけて、文化体育観光部を中心として、加入者に医療費等の支援を行う芸術家共済会の設立が議論され、そのための文化芸術振興法改正の準備が進められた。しかし、企画財政部（財務省に相当）が、当該共済会が政府の支援を前提としていること、支援対象となる芸術家の範囲が不明確であること等を理由に反対し、法案の提出には至らなかった。⁽¹⁶⁾

また、国会においても、2009年10月、芸術家への産災保険、雇用保険の適用範囲拡大、芸術家支援のための財団設立等を骨子とした2つの「芸術家福祉法案」⁽¹⁷⁾が議員提出法案として発議されたが、所管委員会での審議は低調であった。

このような停滞状況を打開する契機となったのが、2011年1月の若手シナリオ作家チェ・クワン氏（1979年生）の病死である。チェ氏が生活苦によりまともな治療を受けられないまま病死したとの報道を通じて芸術家の劣悪な創作環境に関心が集まり、芸術家の福祉増進を求める世論が形成された⁽¹⁸⁾。

チェ氏の病死後、国会では前述の2つの芸術家福祉法案に加え、2011年2月に「芸術家福祉支援法案」⁽¹⁹⁾が、同年4月に「芸術家の地位及び福祉に関する法律案」⁽²⁰⁾が、同じく議員提出法案として発議され、審議が加速した。これら4つの芸術家支援関連法案は、国会審議の過程で「芸術家福祉法案」⁽²¹⁾として一本化され、2011年10月28日に本会議で可決、同年11月17日に公布された。

芸術家福祉法は、「文化国家の実現及び国民の生活の質の向上に重要な貢献を行う存在」（第3条）である芸術家への福祉支援を通じた創作活動の促進を目的としている（第1条）。社会保障法的側面を含む点において、これまでの文化芸術関連法とは異なる性格を有しているといわれる⁽²²⁾。

芸術家福祉法により、①芸術家の定義、②国及び地方公共団体の責務、③国による標準契約書の作成・普及、④文化体育観光部長官（以下「長官」という。）による芸術家の経歴証明のための仕組みの整備、⑤芸術家への産災保険の適用、⑥芸術家福祉事業を実施する韓国芸術家福祉財団（以下「財団」という。）の設立等が規定された。

芸術家への産災保険の適用に係る規定（第7条）が盛り込まれ、公演中、練習中、撮影中の事故等に対応できるようになったことに対しては、同法が追求する目的の1つを達成したとして

(15) 손운석 「예술인 복지법에 대한 평가와 개선방안」 『법제』 670 호, 2015.9, p.6. <<http://www.moleg.go.kr/FileDownload.mo?flSeq=60189>>

(16) 박영정 「예술인 복지를 위한 쟁점과 논의—「예술인 복지법」 제정 경과 및 과제—」 『노동리뷰』 88 호, 2012.7, p.11. <http://dl.kli.re.kr/search/media/img/ART000000070124?metsno=000000009847&fileid=M000000009847_FILE000002>

(17) 「[1806231] 예술인 복지법안 (정병국의원등 11 인)」 의안정보시스템 웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E0H9G1Y0M0Y1D1B6K2X8J0V7E7F7G9>; 「[1806223] 예술인복지법안 (서갑원의원등 10 인)」 同 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P0T9T110K0G1Y1N4Z3Q6C2S1D9X3G1>

(18) 최정민ほか 「예술인복지법 정책결정과정 연구—Kingdon 의 정책흐름모형을 중심으로—」 『한국콘텐츠학회논문지』 13 권 5 호, 2013.5, p.249. <<http://www.ndsl.kr/ndsl/commons/util/ndslOriginalView.do?dbt=JAKO&cn=JAKO201317660995829&oCn=JAKO201317660995829&pageCode=PG11&journal=NJOU00292001>>

(19) 「[1810871] 예술인 복지 지원법안 (전병현의원등 11 인)」 의안정보시스템 웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W1U1M0Y2H1K8I1R7H2A1A2Y1F7R8U6>

(20) 「[1811472] 예술인의 지위와 복지에 관한 법률안 (최종원의원등 11 인)」 同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q1B1W0T4P1W2W1W4U4Z4H5I2A8F0J6>

(21) 「[1813661] 예술인 복지법안 (대안) (문화체육관광방송통신위원장)」 同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O1I1X0J6U2P2F1Q0L3X8X2O2W6U6J1>

(22) 손 前掲注(15)

一定の評価がなされている⁽²³⁾。

3 法改正の動向

芸術家福祉法は、2012年11月18日に施行された後、2013年12月⁽²⁴⁾、2016年2月⁽²⁵⁾、2018年4月⁽²⁶⁾の計3回の改正を経て今日に至っている（表1参照）。

芸術家福祉法の芸術家支援に係る条項は、芸術家の地位向上・権利利益保護に係る条項と、芸術家の福祉増進に係る条項の2つに大別される。これまでの法改正では、主として前者を中心とした改正が行われ、芸術家への不公正行為の禁止及び長官の是正命令に係る条項の新設（第6条の2）や、財団の事業に不公正行為に係る被害相談及び法的支援等を追加する改正（第10条第1項）等が行われた。その一方で、後者の福祉増進については、芸術家の産災保険料の一部補助を可能にする改正（第7条第2項）など、部分的な改正にとどまっている。

表1 芸術家福祉法の改正

改正年月	主な改正内容
2013年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・長官による3年ごとの実態調査に係る条項（第4条の2）を新設 ・芸術家への不公正行為の禁止及び長官による是正命令に係る条項（第6条の2）を新設 ・財団による産災保険料の一部補助に係る条項（第7条第2項）を新設 ・国による財団の支援に係る条項（第10条の2）を新設
2016年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術関連契約において契約書の作成を義務付ける条項（第4条の3）を新設 ・長官の是正命令に従わない者に対する国及び地方公共団体の財政支援の停止に係る条項（第6条の3）を新設 ・財団の事業に、不公正行為に係る被害相談及び法的支援、芸術家の権利保護のための教育プログラムの運営等を追加（第10条第1項）
2018年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・長官等が他のネットワーク、金融機関等を通じて芸術家等の個人情報、金融情報等の提供を受けるための規定（第10条の3、第15条の2、第15条の3及び第15条の4）を新設 ・長官の権限及び業務の委任・委託に関する規定（第16条の2）を新設 ・個人情報、金融情報等の目的外使用、漏えい等に対する罰則規定（第17条）を新設

（出典）芸術家福祉法の条文を基に筆者作成。

II 芸術家福祉法の概要

1 構成

現行の芸術家福祉法⁽²⁷⁾（2018年4月最終改正、同年10月施行）は、第1章：総則（第1条～第2条の2）、第2章：芸術家の地位及び権利等（第3条～第6条の3）、第3章：社会保障（第7条）、第4章：韓国芸術家福祉財団（第8条～第15条の4）、第5章：補則（第16条～第16条の2）、第6章：罰則（第17条～第18条）及び附則から成る（表2参照）。

(23) 김·정 前掲注(13), p.72.

(24) 「[1908465] 예술인 복지법 일부개정법률안 (대안) (교육문화체육관광위원회)」 의안정보시스템웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S1L3T1X0N0N1U1F7F1E4G3J0M8E3R4>

(25) 「[1918350] 예술인 복지법 일부개정법률안 (대안) (교육문화체육관광위원회)」 同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R1I5G1R2X0J4W1J8F4F1N1V9L1Z7R2>

(26) 「[2001707] 예술인 복지법 일부개정법률안 (오신환의원 등 11인)」 同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W1Q6V0G8W1Z9T1H7M4M9N1E6F6T6C7>

(27) 「예술인 복지법 (법률 제 15568 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=203177&ancYd=20180417&ancNo=15568&efYd=20181018&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

表2 芸術家福祉法の構成と概要（2018年4月最終改正）

章	条	条文見出し	主な内容
1 総則	1	目的	芸術家の創作活動を促進し、芸術発展に資すること
	2	定義	「文化芸術」及び「芸術家」の定義
	2-2	他の法律との関係	他の法律に特別の規定がある場合を除きこの法律を優先
2 芸術家の地位及び権利等	3	芸術家の地位及び権利	正当に尊重されること、自由に芸術活動に従事できる権利を有すること及び不公正な契約を強要されないこと
	4	国及び地方公共団体の責務等	芸術家の地位及び権利の保護、芸術家の福祉増進に関する施策の策定・実施等
	4-2	実態調査	長官による芸術家の創作環境等に関する3年ごとの実態調査
	4-3	文化芸術役務関連契約	文化芸術役務関連契約の書面契約の義務化、契約書に明示すべき項目等
	5	標準契約書の普及	国による標準契約書の作成及び普及
	6	芸術家の経歴証明等に関する措置の整備	長官による芸術家の経歴証明等に必要な措置
	6-2	不公正行為の禁止	芸術家の自由な芸術創作活動又は正当な利益を損なう不公正行為の禁止及び長官による是正命令
3 社会保障	6-3	財政支援の停止等	長官の是正命令に従わない者に対する国及び地方公共団体による財政支援の停止
	7	芸術家の業務上の災害に対する保護	芸術家への産災保険適用及び産災保険料の一部補助
4 韓国芸術家福祉財団	8	韓国芸術家福祉財団の設立等	芸術家福祉事業のための財団の設立
	9	定款	財団の定款に含めるべき事項
	10	財団の事業	芸術家の社会保障の拡大の支援、芸術家の職業安定、雇用創出及び転職の支援、芸術家共済事業の管理・運営、不公正行為に係る被害相談及び法的支援、芸術家の権利保護のための教育プログラム運営等
	10-2	経費支援及び寄付金品の受領	国による財団支援及び財団による寄付金品の受領
	10-3	資料又は情報の提供の同意	長官が芸術家等から、財団の事業に必要な金融情報等の提供に係る同意書を得られること
	11	類似名称の使用禁止	財団以外の者による財団又は類似の名称の使用禁止
	12	役員	財団役員（15人以内の理事及び監事1人）の設置
	13	理事会	重要事項を審議・議決するための理事会の設置
	14	事業年度及び事業計画書	毎年度、事業計画書、予算書等の長官への提出
	15	監督等	長官による財団の業務、会計等の検査及び是正命令
	15-2	資料提供の要請及びコンピュータネットワークの利用	長官による支援対象芸術家の受給資格等を確認するための資料要請及び他のネットワークの活用等
	15-3	金融情報等の提供要請及び提供	長官による支援対象芸術家等の金融情報等の提供の要請及び金融機関等による当該芸術家等の金融情報等の提供
	15-4	資料及び情報の収集等	前2条の規定により提供を受けた資料、金融情報等の長官等による収集、管理、保有、活用
5 補則	16	罰則適用における公務員の擬制	刑法等の罰則適用時に財団役職員を公務員とみなすこと
	16-2	権限の委任・委託	長官の権限及び業務の委任・委託（地方公共団体、財団等）
6 罰則	17	罰則	第15条の2及び第15条の3の規定により提供を受けた資料、金融情報等を漏えいした者等に対する懲役又は罰金
	18	過料	契約書面を作成しなかった者、不公正行為に係る長官の是正命令に違反した者等に対する過料
附則		施行日	公布後、6か月が経過した日から施行

（出典）芸術家福祉法の条文を基に筆者作成。

2 芸術家の定義及び要件

芸術家福祉法における芸術家とは、文化芸術（文化芸術振興法第2条第1項第1号で規定する文学、美術（応用美術を含む）、音楽、舞踊、演劇、映画、演芸、国楽（韓国伝統音楽）、写真、建築、語文（言語）、出版及び漫画）分野において、創作、実演、技術支援等の活動を証明することができる者をいう（第2条）。

証明を受けるための基準、方法等については下位法令で定められており、①過去の一定期間内に公表された著作物が一定数以上あること、②過去の一定期間内に芸術活動により得た所得が一定額以上あることのいずれかが要件となっている（同法施行令⁽²⁸⁾第2条並びに同法施行規則⁽²⁹⁾第2条及び別表1）。

①により証明を受ける場合は、分野ごとに必要な著作物の数の基準が詳細に規定されており、おおむね直近3～5年間で数点以上が要件となっている。

②により証明を受ける場合は、芸術活動により得た所得が直近1年間で120万ウォン以上であること若しくは直近3年間で360万ウォン以上であること、又は直近3年間の芸術活動で得た所得が総所得の50%以上であることが要件となっている。

なお、①及び②のいずれにも当てはまらない場合であっても、それらに準ずる芸術活動実績があると認められたときは、証明を受けることができる（同法施行令第2条第1項第6号）。

3 文化体育観光部長官の責務

芸術家福祉政策の策定・実施に必要な基礎資料として活用するため、長官に対し、芸術家の福祉、創作環境等に関する実態調査を3年ごとに実施することが義務付けられた（第4条の2）。

また、芸術家が雇用、賃金その他労働条件等において合理的な理由なく不利な処遇を受けないう、長官に対し、芸術家の経歴証明等に必要な措置を講じることが義務付けられた（第6条）。同規定に基づき、現在、財団により、「芸術家経歴情報システム」⁽³⁰⁾が運用されている。

4 公正な契約の締結及び不公正行為の禁止

文化芸術に関連した請負契約等の当事者に対し、対等な立場で公正に契約を締結し、信義に基づいて誠実に契約を履行することが義務付けられるとともに、当該契約に係る契約書に明示すべき項目（契約金額、契約の期間、業務の内容、収益の配分等）が規定された（第4条の3）。

あわせて、国に対し、文化芸術分野に関する標準契約書を作成し、普及させることが義務付けられた（第5条）。

また、芸術家と契約を締結する文化芸術企画業者等⁽³¹⁾に対し、芸術家の自由な芸術創作活動又は正当な利益を損なう不公正行為として、①優越的な地位を利用した不公正契約の強要、②適正な収益配分の拒否等、③芸術創作活動への不当な妨害等、④契約過程において知り得た芸術家の情報の不正利用等、が禁止された（第6条の2）。文化芸術企画業者等が不公正行為を行ったときは、長官が不公正行為の是正のために必要な措置を命じることができる。

(28) 「예술인 복지법 시행령 (대통령령 제 27751 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=190524&ancYd=20161230&ancNo=27751&efYd=20170101&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(29) 「예술인 복지법 시행규칙 (문화체육관광부령 제 257 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=183107&ancYd=20160504&ancNo=00257&efYd=20160504&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#AJAX>>

(30) 「예술인경력정보시스템」 <<http://www.kawfartist.kr/hkor/userMain/hkorMain.do>>

(31) 文化芸術役務に関する企画、制作及び流通業に従事する者であって、芸術家と契約を締結するもの（芸術家福祉法第6条の2第1項）。

5 産業災害補償保険

芸術家の業務上の災害及びその補償等に関し、産業災害補償保険法⁽³²⁾で定めるところによると規定された(第7条)。あわせて2012年11月、産業災害補償保険法施行令⁽³³⁾が改正され、芸術家を中小企業事業主(任意加入者)とみなす特例規定(同施行令第122条第1項第2号)が新設された。これにより、これまで産災保険の対象外であったフリーランスの芸術家にも産災保険が適用されるようになった。

また、前述のとおり、2013年12月の芸術家福祉法改正により、財団が産災保険料の一部を補助することができる条項(第7条第2項)が新設された⁽³⁴⁾。

6 韓国芸術家福祉財団

芸術家福祉事業のための財団を設立することが規定された(第8条)。財団は、①芸術家の社会保障の拡大の支援、②芸術家の職業安定、雇用創出及び転職の支援、③不公正行為に係る被害相談及び法的支援、④芸術家の権利保護のための教育プログラム運営等を行う(第10条)⁽³⁵⁾。国は財団の事業及び運営に必要な経費を、予算の範囲内で出捐⁽³⁶⁾又は補助することができる(第10条の2)。財団は2012年11月19日に発足した。

Ⅲ 今後の課題

芸術家福祉法の制定は、芸術家の地位の向上及び福祉増進を、法的、制度的に保障する基盤が整備されたという点において評価されている⁽³⁷⁾。他方、芸術家の福祉増進の観点から、以下のような課題も指摘されている。

1 芸術家の定義

芸術家福祉法における芸術家として認定されるためには、文化芸術分野において、創作、実演、技術支援等の活動を証明する必要があるが(第2条)、この要件では過去の実績に乏しい新進芸術家が適用外となるため、新進芸術家に対して特例制度を設けることを求める声がある⁽³⁸⁾。

また、最近の活動実績に乏しい高齢芸術家も適用外になることが憂慮されている⁽³⁹⁾。

(32) 「산업재해보상보험법 (법률 제 15270 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199790&ancYd=20171219&ancNo=15270&efYd=20190701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(33) 「산업재해보상보험법 시행령 (대통령령 제 28506 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=200262&ancYd=20171226&ancNo=28506&efYd=20180701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(34) 財団は現在、産災保険料の50%を補助している(新規加入者に一定期間90%補助する特例あり)。「제도안내」 한국예술인복지재단ウェブサイト <http://www.kawf.kr/social/sub07_1.do>

(35) 財団が行っている事業の概要については、次の資料を参照。閔 鎮京「第6章 韓国」株式会社シー・ディー・アイ編『平成29年度諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書(文化庁「平成29年度文化行政調査研究」委託業務)』文化庁地域文化創生本部事務局総括・政策研究グループ, 2018.3.30, pp.170-171. <http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/r1393024_04.pdf>

(36) 政府が法令に基づいて反対給付のない資金を拠出すること。

(37) 박 前掲注(16), p.12.

(38) 同上, pp.14-15.

(39) 김휘정 「예술인 복지법 시행의 의미와 향후 과제」 『이슈와 논점』 611호, 2013.2.22. <http://drm.nars.go.kr:7003/sd/imageviewer?doc_id=120844&ViewerYn=Y&type=H&fileName=KOydtOyKiOyZgOuFvOyGkDYxMe2YuC0yMDEzMDIyMinsmljsiKDsbnbgg67O17KeA67KVIOyLnO2WieydmCDsnZjrr7jsmYAg7Zal7ZuEIOqzvOygnC5wZGY%3D>

2 産業災害補償保険

芸術家が産災保険の適用を受けるためには、芸術家福祉法の規定による芸術家として認定されることに加え、「芸術活動の提供の対価として報酬を受ける目的で締結された契約により活動する者」(産業災害補償保険法施行令第122条第1項第2号)であることが要件となっている。そのため、産災保険の適用範囲が同法の規定による芸術家よりも更に限定されたことに対する批判的な見解がある⁽⁴⁰⁾。

3 雇用保険

当初、前述の4つの芸術家支援関連法案には、いずれも芸術家への雇用保険の適用に係る条項が含まれていた⁽⁴¹⁾。芸術家への雇用保険適用は、国会審議における主要な争点となったが、国会審議の過程で、雇用保険の趣旨は、使用従属関係にある労働者の保護であり、芸術家を労働者とみなして雇用保険を適用した場合、雇用保険が適用されない他業種の自営業者等との間で公平性の問題が生じる等の反対意見が提起されたため⁽⁴²⁾、最終的に削除された。

芸術家福祉法から雇用保険関連条項が削除されたことは、同法が不十分な立法として否定的に評価される決定的な要因になったと言われる⁽⁴³⁾。

4 財源の確保

財源の確保に係る芸術家福祉法の関連規定が不十分であることも課題に挙げられている⁽⁴⁴⁾。同法第4条第3項において、国又は地方公共団体は、芸術家の福祉増進のための事業及び活動に必要な支援を行うことができると規定されているが、支援は任意であり義務ではない。また、同法第10条第1項において、今後整備される予定の芸術家福祉金庫(芸術家に生活資金の融資等を行うための基金)の管理・運営が財団の事業の1つとして規定されているが、同金庫の財源に係る規定はない。

財団は現在、収入の大部分を国庫補助金に依存している⁽⁴⁵⁾。安定的な事業の推進及び新規事業の拡大のため、財団の財源の拡充・多様化を図ることを求める声もある⁽⁴⁶⁾。

おわりに

朴槿恵(パク・クネ)前政権(2013年2月~2017年3月)においても、「芸術家の創作セーフティネット構築及び支援強化」が国政課題に掲げられ、芸術家への雇用保険適用を推進する方針が示されていたが⁽⁴⁷⁾、弾劾により任期途中で罷免されたため、課題は次の文在寅政権に引

(40) 손 前掲注(15), pp.17-18.

(41) 김 前掲注(39)

(42) 문광섭 「예술인 복지법안 (대안) 검토보고」, 2011.10.27. 의안정보시스템ウェブサイト <<http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=376C4243-F426-74E6-83CD-3746BD84FF61&type=1>>

(43) 박 前掲注(16), p.13.

(44) 김·정 前掲注(13), p.73.

(45) 2017年の財団の収入約255億ウォンのうち、約238億ウォンが国庫補助金による収入である。「18. 수입 및 지출 현황」ALIO (공공기관 경영정보 공개시스템) 웹사이트 <<http://www.alio.go.kr/popReport.do?seq=2018041501578853&disclosureNo=2018041501578853#>>

(46) 손 前掲注(15), p.19.

(47) 「박근혜정부 국정과제」2013.5.28, p.207. 정책브리핑ウェブサイト <<http://www.korea.kr/common/download.do?tblKey=EDN&fileId=207580>>

き継がれた。

2018年1月29日に行われた2018年政府業務報告において、文化体育観光部は、芸術家雇用保険制度及び雇用保険料補助のための法改正（雇用保険法、芸術家福祉法等）、芸術家福祉金庫の財源調達案の取りまとめ等を推進することを明らかにした⁽⁴⁸⁾。芸術家支援のための制度改善の動きは、今後も継続する見込みである。

（ふじわら なつと）

(48) 「내 삶을 바꾸는 교육·문화 혁신의 시작—교육부·문체부·방통위 2018년 정부업무보고 실시—」 2018.1.29, p.4.
문화체육관광부ウェブサイト <http://www.mcst.go.kr/web/s_notice/press/pressView.jsp?pSeq=16535>

芸術家福祉法

예술인복지법

(一部改正 2018 年 4 月 17 日 法律第 15568 号 施行 2018 年 10 月 18 日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】

第 1 章	総則 (第 1 条～第 2 条の 2)
第 2 章	芸術家の地位及び権利等 (第 3 条～第 6 条の 3)
第 3 章	社会保障 (第 7 条)
第 4 章	韓国芸術家福祉財団 (第 8 条～第 15 条の 4)
第 5 章	補則 (第 16 条～第 16 条の 2)
第 6 章	罰則 (第 17 条～第 18 条)
	附則

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法律⁽¹⁾は、芸術家⁽²⁾の職業的地位及び権利を法律で保護し、芸術家の福祉支援を通じて芸術家の創作活動を促進し、芸術発展に資することを目的とする。

第 2 条 (定義)

この法律において用いる用語の意義は、次のとおりである。

1. 「文化芸術」とは、「文化芸術振興法」⁽³⁾第 2 条第 1 項第 1 号の規定による文化芸術⁽⁴⁾をいう。
2. 「芸術家」とは、芸術活動を業とし、国を文化的、社会的、経済的及び政治的に豊かにすることに貢献する者であって、文化芸術分野において、大統領令で定めるところにより、創作、実演、技術支援等の活動を証明することができるものをいう。

第 2 条の 2 (他の法律との関係)

芸術家の福祉に関して他の法律に特別の規定がある場合を除き、この法律の規定に従う。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018 年 8 月 3 日である。また、[] 内の語句は、訳者による補記である。

(1) 「예술인 복지법 (법률 제 15568 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=203177&ancYd=20180417&ancNo=15568&efYd=20181018&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(2) 原文の直訳は「芸術人」である。

(3) 「문화예술진흥법 (법률 제 15638 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=203734&ancYd=20180612&ancNo=15638&efYd=20180612&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(4) 文化芸術振興法第 2 条第 1 項第 1 号では、文化芸術を、文学、美術 (応用美術を含む。)、音楽、舞踊、演劇、映画、演芸、国楽 (韓国伝統音楽)、写真、建築、語文 (言語)、出版及び漫画と定義している。

第2章 芸術家の地位及び権利等

第3条（芸術家の地位及び権利）

- ① 芸術家は、文化国家の実現及び国民の生活の質の向上に重要な貢献を行う存在として正当に尊重されなければならない。
- ② 全ての芸術家は、自由に芸術活動に従事することができる権利を有し、芸術活動の成果を通じて正当な精神的及び物質的恩恵を享受する権利を有する。
- ③ 全ての芸術家は、有形無形の利益の提供又は不利益〔を与える旨〕の強迫を通じて不公正な契約を強要されない権利を有する。

第4条（国及び地方公共団体の責務等）

- ① 国及び地方公共団体は、芸術家の地位及び権利を保護し、芸術家の福祉増進に関する施策を策定し実施しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、芸術家が地域、性別、年齢、人種、障害、所得等による差別なく芸術活動に従事することができるよう施策を講じなければならない。
- ③ 国又は地方公共団体は、予算の範囲内において芸術家の福祉増進のための事業及び活動に必要な支援を行うことができる。

第4条の2（実態調査）

- ① 文化体育観光部⁽⁵⁾長官は、芸術家福祉政策の策定及び実施に必要な基礎資料として活用するため、芸術家の福祉、創作環境等に関する実態調査を3年ごとに実施し、その結果を公表しなければならない。ただし、文化体育観光部長官が必要と認めるときは、特定の分野又は事案等を対象として随時調査を実施することができる。
- ② 文化体育観光部長官は、第1項の規定による実態調査の実施のために必要なときは、関係中央行政機関、地方公共団体及び公共機関の長、芸術家と契約を締結した個人、法人又は団体等に、関連資料の提出を要求することができる。この場合において、資料の提出の要求を受けた者は、特別な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ③ 第1項の規定による実態調査の内容、範囲、手続等について必要な事項は、大統領令で定める。

第4条の3（文化芸術役務⁽⁶⁾関連契約）

- ① 文化芸術の創作、実演、技術支援等の役務（以下「文化芸術役務」という。）に関連した契約の当事者は、対等な立場で公正に契約を締結し、信義に基づいて誠実に契約を履行しなければならない。
- ② 第1項の規定による契約の当事者は、次の各号に掲げる事項を契約書に明示しなければならない。署名又は記名捺印をした契約書を相互に取り交わさなければならない。
 1. 契約金額
 2. 契約の期間、更新、変更及び解除に関する事項
 3. 契約当事者の権利及び義務に関する事項
 4. 業務⁽⁷⁾の内容、時間、場所等の役務の範囲に関する事項

(5) 部は日本の行政機関の省に相当。

(6) 原文の直訳は「用役」である。

(7) 原文の直訳は「業務・課業」である。

5. 収益の配分に関する事項

6. 紛争解決に関する事項

- ③ 第5条の規定による標準契約書を用いるときは、第1項及び第2項の規定により契約を締結したものとみなす。

第5条（標準契約書の普及）

- ① 国は、文化芸術役務関連契約の当事者が、対等な立場で公正に契約を締結することができるよう、文化芸術分野に関する標準契約書を作成し、これを普及させなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、第1項の規定による標準契約書を用いるときは、「文化芸術振興法」第16条の規定による文化芸術振興基金〔による〕支援等の文化芸術財政支援において〔文化芸術役務関連契約の当事者を〕優遇することができる。
- ③ 第1項の規定による標準契約書の内容、普及方法等に関して必要な事項は、文化体育観光部令で定める。

第6条（芸術家の経歴証明等に関する措置の整備）

文化体育観光部長官は、芸術家が雇用、賃金その他勤労条件等において合理的な理由なく不利な処遇を受けないよう、芸術家の経歴証明等に必要な措置を別に講じなければならない。

第6条の2（不公正行為の禁止）

- ① 文化芸術役務に関する企画、制作及び流通業に従事する者であって、芸術家と契約を締結するもの（以下、この条において「文化芸術企画業者等」という。）は、芸術家の自由な芸術創作活動又は正当な利益を損ない、又は損なうおそれのある次の各号のいずれかに該当する行為（以下、この条において「不公正行為」という。）を行い、又は第三者にこれを行わせてはならない。
1. 優越的な地位を利用して芸術家に不公正な契約条件を強要する行為
 2. 芸術家への適正な収益分配を拒否し、遅延させ、及び制限する行為
 3. 不当に芸術家の芸術創作活動への妨害、指示及び干渉を行う行為
 4. 契約過程において知り得た芸術家の情報を不正に利用し、又は第三者に提供する行為
- ② 文化体育観光部長官は、文化芸術企画業者等が不公正行為を行ったときは、不公正行為の中止、契約条項の削除又は変更、不公正行為により是正措置命令を受けた事実の公表その他是正のために必要な措置を命じることができる。
- ③ 文化体育観光部長官は、文化芸術企画業者等の行為が、第1項第1号の規定に該当するときは、公正取引委員会に、その事実を通報しなければならない。
- ④ 文化体育観光部長官は、不公正行為の違反の有無に関する事実関係の調査のために必要なときは、大統領令で定めるところにより、文化芸術企画業者等に関連事項を報告させ、又は必要な資料の提出若しくは出席を要求することができる。この場合において、資料の提出又は出席の要求を受けた者は、特別な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ⑤ 不公正行為の詳細な類型、基準、処理手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

第6条の3（財政支援の停止等）

国及び地方公共団体は、文化芸術企画業者等が、第6条の2第2項の規定による是正措置命令を、指定された期間内に履行しないときは、次の各号に掲げる財政支援を停止し、又は〔財政支援の対象から〕除外することができる。

1. 「映画及びビデオの振興に関する法律」⁽⁸⁾第 23 条の規定による映画発展基金 [による] 支援
2. 「文化芸術振興法」第 16 条の規定による文化芸術振興基金 [による] 支援
3. 「放送通信発展基本法」⁽⁹⁾第 24 条の規定による放送通信発展基金 [による] 支援
4. 「中小企業創業支援法」⁽¹⁰⁾第 20 条又は「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」⁽¹¹⁾第 4 条の 3 の規定により結成され、同法の支援を受けた投資組合 [による] 投資
5. その他国及び地方公共団体の財政支援

第 3 章 社会保障

第 7 条 (芸術家の業務上の災害に対する保護)

- ① 芸術家の業務上の災害及び [その] 補償等に関しては、「産業災害補償保険法」⁽¹²⁾で定めるところによる。
- ② 第 8 条の規定による韓国芸術家福祉財団は、芸術家が第 1 項の規定により産業災害補償保険に加入するときは、芸術家が納付する産業災害補償保険料の一部を補助することができる。

第 4 章 韓国芸術家福祉財団

第 8 条 (韓国芸術家福祉財団の設立等)

- ① 芸術家福祉事業を効率的に遂行するため、韓国芸術家福祉財団 (以下「財団」という。) を設立する。
- ② 財団は、法人とする。
- ③ 財団は、文化体育観光部長官の認可を受け、主な事務所の所在地において設立登記を行うことにより設立する。
- ④ 財団について、この法律で規定した事項のほかは、「民法」⁽¹³⁾の財団法人に関する規定を準用する。

第 9 条 (定款)

- ① 財団の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 1. 目的
 2. 名称
 3. 主な事務所の所在地

(8) 「영화 및 비디오물의 진흥에 관한 법률 (법률 제 15439 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=202638&ancYd=20180313&ancNo=15439&efYd=20180914&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>> なお、原文の直訳は「映画及びビデオ物の振興に関する法律」である。

(9) 「방송통신발전 기본법 (법률 제 15460 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=202669&ancYd=20180313&ancNo=15460&efYd=20190314&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(10) 「중소기업창업 지원법 (법률 제 15421 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=202496&ancYd=20180302&ancNo=15421&efYd=20180302&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(11) 「벤처기업육성에 관한 특별조치법 (법률 제 15463 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=202683&ancYd=20180313&ancNo=15463&efYd=20180313&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(12) 「산업재해보상보험법 (법률 제 15270 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199790&ancYd=20171219&ancNo=15270&efYd=20190701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(13) 「민법 (법률 제 14965 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198475&ancYd=20171031&ancNo=14965&efYd=20180201&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

4. 理事会に関する事項
 5. 役員及び職員に関する事項
 6. 財産及び会計に関する事項
 7. 公告に関する事項
 8. 芸術家福祉金庫の管理及び運営に関する事項
 9. 定款の変更に関する事項
- ② 財団が定款を作成し、又は変更するときは、文化体育観光部長官の認可を受けなければならない。

第10条（財団の事業）

- ① 財団は、次の各号に掲げる事業を遂行する。
1. 芸術家の社会保障の拡大の支援
 2. 芸術家の職業安定、雇用創出及び転職の支援
 3. 高齢⁽¹⁴⁾ 芸術家の生活安定支援等の〔生活基盤の〕脆弱な芸術家階層の福祉支援
 4. 個人創作芸術家の福祉増進支援
 5. 芸術家の福祉実態及び勤労実態の調査・研究
 6. 芸術家福祉金庫の管理・運営
 7. 芸術家共済事業の管理・運営
 8. 不公正行為に係る被害相談及び法的支援
 9. 芸術家の権利利益の保護のための教育プログラム運営
 10. 政府から委託を受けた事業
 11. その他芸術家の福祉増進のために大統領令で定める事項
- ② 財団は、文化体育観光部長官の認可を受け、第1項各号に掲げる事業のほかに、目的達成のために必要な収益事業を行うことができる。

第10条の2（経費支援及び寄付金品の受領）

- ① 国は、財団の事業及び運営に必要な経費を、予算の範囲内において出捐⁽¹⁵⁾又は補助することができる。
- ② 財団は、「寄付金品の募集及び使用に関する法律」⁽¹⁶⁾第5条第2項本文の規定にかかわらず、自発的に寄託される金品を財団の運営及び第10条の規定による事業に充てるために受領することができる。

第10条の3（資料又は情報の提供の同意）

- ① 文化体育観光部長官は、第10条第1項各号に掲げる事業に必要なときは、芸術家、その親及び配偶者その他大統領令で定める者（以下「世帯員」という。）から、次の各号に掲げる資料又は情報の提供に係る同意を、書面の提出により得ることができる。
1. 「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」⁽¹⁷⁾第2条第2号及び第3号の規定による金融

(14) 原文の直訳は「元老」である。

(15) 出捐とは、政府が法令に基づいて反対給付のない資金を拠出することをいう。

(16) 「기부금품의 모집 및 사용에 관한 법률 (법률 제 14839 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195069&ancYd=20170726&ancNo=14839&efYd=20170726&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(17) 「금융실명거래 및 비밀보장에 관한 법률 (법률 제 14242 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=183676&ancYd=20160529&ancNo=14242&efYd=20161201&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

資産及び金融取引の内容に関する資料又は情報のうち、預金の平均残高その他大統領令で定める資料又は情報（以下「金融情報」という。）

2. 「信用情報の利用及び保護に関する法律」⁽¹⁸⁾第2条第1号の規定による信用情報のうち、債務額その他大統領令で定める資料又は情報（以下「信用情報」という。）

3. 「保険業法」⁽¹⁹⁾第4条第1項各号に掲げる保険に加入し納付した保険料その他大統領令で定める資料又は情報（以下「保険情報」という。）

② 第1項の規定による資料又は情報の提供に係る同意の方法、手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

第11条（類似名称の使用禁止）

この法律の規定による財団でない者は、韓国芸術家福祉財団又はこれに類似した名称を使用することができない。

第12条（役員）

① 財団に、役員として理事長及び常任理事各1人を含む15人以内の理事並びに監事1人を置く。

② 理事長は文化体育観光部長官が任免し、常任理事は理事長が理事会の推薦を受けた者の中から文化体育観光部長官の承認を得て任免し、理事長及び常任理事を除く理事及び監事の選任については財団の定款で定める。

③ 理事長、理事及び監事の任期は3年とし、1回に限り再任することができる。

④ 常任理事は財団を代表し、財団の業務を総括する。

⑤ 監事は、財団の業務及び会計を監査する。

第13条（理事会）

① 財団に、その業務に関する重要事項を審議・議決するため、理事会を置く。

② 理事会は、理事長を含む理事で構成する。

③ 理事長は、理事会を招集し、その議長となる。

④ 理事長に事故があるときは、定款で定めるところにより、他の理事がその職務を代行する。

⑤ 理事会の会議は、在籍理事の過半数の出席及び出席理事の過半数の賛成で議決する。

⑥ 監事は理事会に出席し、意見を陳述することができる。

第14条（事業年度及び事業計画書）

① 財団の事業年度は、政府の会計年度に従う。

② 財団は、大統領令で定めるところにより、毎年度、事業計画書、予算書及び歳入歳出決算書を文化体育観光部長官に提出しなければならない。事業計画書及び予算書を変更しようとするときも、同様とする。

③ 文化体育観光部長官は、必要なときは、財団に事業計画及び予算・決算関連資料の提出を要請することができる。

第15条（監督等）

① 文化体育観光部長官は、所属公務員に、財団の業務、会計及び資産状況を検査させ、又は

(18) 「신용정보의 이용 및 보호에 관한 법률 (법률 제 15146 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199189&ancYd=20171128&ancNo=15146&efYd=20180529&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(19) 「보험업법 (법률 제 15614 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=203240&ancYd=20180417&ancNo=15614&efYd=20180417&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

検査に必要な資料の提出を命じさせることができる。

- ② 文化体育観光部長官は、第1項の規定による検査の結果、違法又は不当な事項があるときは、財団に是正を命じ、又はその他の必要な措置を講じることができる。

第15条の2（資料提供の要請及びコンピュータネットワークの利用）

- ① 文化体育観光部長官は、第10条第1項各号に掲げる事業の支援を受け、又は受けようとする芸術家（以下「支援対象芸術家」という。）の受給資格又は資格維持の適正性を確認するために必要なときは、中央行政機関、地方公共団体その他関連する機関及び団体の長に、支援対象芸術家又はその世帯員の家族関係、住民登録、国税、地方税、土地、建物、所得、財産、出入国、健康保険、国民年金、雇用保険及び産業災害補償保険の情報等に関し、大統領令で定める関連コンピュータネットワークの利用又は資料の提供を要請することができる。ただし、「電子政府法」⁽²⁰⁾第38条第1項の規定による共同利用行政情報を通じて確認することができるときは、例外とする。
- ② 文化体育観光部長官は、第1項の規定による資料の確認のため、「社会保障基本法」⁽²¹⁾第37条第2項の規定による社会保障情報システムに接続し活用することができる。
- ③ 第1項及び第2項の規定によりコンピュータネットワークの利用又は資料の提供の要請を受けた者は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ④ 第1項から第3項までの規定による業務を遂行し、又は遂行していた者は、第1項から第3項までの規定により提供を受けた資料又は取得した情報を、この法律で定める目的以外の用途に使用し、又は他人若しくは他機関に提供し、若しくは漏えいしてはならない。

第15条の3（金融情報等の提供要請及び提供）

- ① 文化体育観光部長官は、支援対象芸術家及びその世帯員の財産を評価するため、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条第1項及び「信用情報の利用及び保護に関する法律」第32条第2項の規定にかかわらず、第10条の3第1項の規定により提出された同意書面を電子的形態に変換した文書により、当該支援対象芸術家又はその世帯員（以下「名義人」という。）[と取引がある]金融会社等（「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第2条第1号の規定による金融会社等及び「信用情報の利用及び保護に関する法律」第2条第6号の規定による信用情報集中機関をいう。以下同じ。）の長に、金融情報、信用情報又は保険情報（以下「金融情報等」という。）の提供を要請することができる。
- ② 第1項の規定により金融情報等の提供の要請を受けた金融会社等の長は、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条第1項並びに「信用情報の利用及び保護に関する法律」第32条第1項及び第3項の規定にかかわらず、名義人の金融情報等を提供しなければならない。
- ③ 第2項の規定により金融情報等を提供した金融会社等の長は、金融情報等の提供事実を名義人に通知しなければならない。ただし、名義人の同意があるときは、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条の2第1項及び「信用情報の利用及び保護に関する法律」第32条第7項の規定にかかわらず、通知しないことができる。

(20) 「전자정부법 (법률 제 14914 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198246&ancYd=20171024&ancNo=14914&efYd=20171024&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(21) 「사회보장기본법 (법률 제 14839 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195197&ancYd=20170726&ancNo=14839&efYd=20170726&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

- ④ 第1項及び第2項の規定による金融情報等の提供要請及び提供は、「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」⁽²²⁾第2条第1項第1号の規定による情報通信網を利用しなければならない。ただし、情報通信網の損傷等、やむを得ないときは、この限りでない。
- ⑤ 第1項、第2項及び第4項の規定による業務を遂行し、又は遂行していた者は、第2項及び第4項の規定により提供を受けた金融情報等を、この法律で定める目的以外の用途で使用し、又は他人若しくは他機関に提供し、若しくは漏えいしてはならない。
- ⑥ 第1項、第2項及び第4項の規定による金融情報等の提供要請及び提供等に必要な事項は、大統領令で定める。

第15条の4（資料及び情報の収集等）

文化体育観光部長官及び第16条の2の規定により芸術家福祉関連事業の委任・委託を受けた機関の長は、第15条の2又は第15条の3の規定により提供を受けた資料又は金融情報等を、収集、管理、保有又は活用することができる。

第5章 補則

第16条（罰則適用における公務員の擬制）

財団の役員及び職員は、「刑法」⁽²³⁾その他の法律の規定による罰則を適用するときは、公務員とみなす。

第16条の2（権限の委任・委託）

- ① 文化体育観光部長官は、この法律の規定による権限の一部を、大統領令で定めるところにより、地方公共団体の長に委任することができる。
- ② 文化体育観光部長官は、この法律の規定による業務の全部又は一部を、大統領令で定めるところにより、財団並びに芸術家の福祉増進を目的として設立された機関、法人及び団体に委託することができる。

第6章 罰則

第17条（罰則）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン⁽²⁴⁾以下の罰金に処する。
 1. 第15条の2第4項の規定に違反し、資料又は情報を使用、提供又は漏えいした者
 2. 第15条の3第5項の規定に違反し、金融情報等を使用、提供又は漏えいした者

第18条（過料）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、500万ウォン以下の過料に処する。
 1. 第4条の2第2項の規定に違反し、資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

(22) 「정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 (법률 제 14839 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195040&ancYd=20170726&ancNo=14839&efYd=20170726&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(23) 「형법 (법률 제 15163 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199509&ancYd=20171212&ancNo=15163&efYd=20171212&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(24) 1ウォンは約0.1円（平成30年8月分報告省令レート）。

- 1 の 2. 第 4 条の 3 第 2 項の規定に違反し、文化芸術役務関連の契約書面を作成しなかった文化芸術企画業者等
 2. 第 6 条の 2 第 2 項の規定による是正命令に違反した者
 3. 第 6 条の 2 第 4 項の規定に違反し、報告しなかった者及び資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者
 4. 第 11 条の規定に違反し、韓国芸術家福祉財団又はこれに類似した名称を使用した者
- ② 第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより、文化体育観光部長官が賦課・徴収する。

附則<法律第 15568 号、2018.4.17 >

この法律は、公布後、6 か月が経過した日から施行する。

(ふじわら なつと)

